

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、精神科病院に入院する患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図るため、精神科病院等の管理者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年千葉県規則第25号。以下「細則」という。）第13条第1号に規定する医療保護入院届、同条第3号に規定する入院期間更新届及び細則第13条の5に規定する措置入院者の定期病状報告書を作成するに当たり要する経費に対して、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第2条 この補助金の補助対象経費、補助率及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の額
精神科病院等の管理者が、細則第13条第1号に規定する医療保護入院届、同条第3号に規定する入院期間更新届及び細則第13条の5に規定する措置入院者の定期病状報告書を作成するに当たり要する経費	定額	1件当たり1,500円

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

- ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（申請）

第3条 規則第3条の規定による交付の申請は、千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事が定める期日までに提出して行うものとする。

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付決定後、事情の変更により、追加交付申請等を行う場合は、知事の承認を受けなければならない。

（変更の承認申請）

第5条 前条の規定による承認を受けようとするときは、千葉県精神医療審査会報告書料等補助金変更交付申請書（別記第2号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条の規定による実績報告は、翌年度4月10日までに千葉県精神医療審査会報告書料等補助金実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告の審査）

第7条 知事は、規則第12条の規定による実績報告を審査するときは、千葉県精神医療審査会に提出された細則第13条第1号に規定する医療保護入院届、同条第3号に規定する入院期間更新届及び細則第13条の5に規定する措置入院者の定期病状報告書との突合審査を行うものとする。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付請求書（別記第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

（概算払の請求）

第9条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払の請求は、千葉県精神医療審査会報告書料等補助金概算払請求書（別記第5号様式）を知事に提

出して行うものとする。

(帳簿の整備)

第10条 精神科病院等の管理者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類及び帳簿等を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類及び帳簿等は、事業完了後5年間保管しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(補則)

第12条 この要綱の実施についての必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付要綱に基づき補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付要綱に基づき補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の手続きによる。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行し、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月10日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第3条）

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

医療機関の開設者 所在地

名 称

代表者名

年度千葉県精神医療審査会報告書料等補助金について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 医療機関の名称
- 3 千葉県精神医療審査会報告書料等補助金所要額調書（別紙1）
- 4 誓約書（別紙2）
- 5 役員等名簿（別紙3）

別紙 1

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金所要額調書

医療機関の名称：

作成見込件数	対象経費の 支出予定額 B	寄付金 その他 収入予定額 C	差引額 (B－C) D	補助基準額 (A×1500円) E	補助基本額 (DとEを比較 して低い方) F	補助所要額 (F×補助率 10/10) G
医療保護入院届 件						
医療保護入院者 入院期間更新届 件						
措置入院者 定期病状報告書 件						
合 計 件 A						

別紙 2

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（ 私 ・ 当法人（団体） ）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・ 個人である場合は本人を記載すること。
 - ・ 法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第2号様式（第5条）

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金変更交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

医療機関の開設者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け千葉県障推指令第 号 で補助金交付
の決定のあった千葉県精神医療審査会報告書料等補助金に係る事業について、
下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 差し引き増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 千葉県精神医療審査会報告書料等補助金所要額調書（変更）（別紙） | | |

別紙

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金所要額調書（変更）

医療機関の名称：

作成見込件数	対象経費の 支出予定額 B	寄付金 その他 収入予定額 C	差引額 (B－C) D	補助基準額 (A×1500円) E	補助基本額 (DとEを比較 して低い方) F	補助所要額 (F×補助率 10/10) G
医療保護入院届 件						
医療保護入院者 入院期間更新届 件						
措置入院者 定期病状報告書 件						
合 計 A 件						

第3号様式（第6条）

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

医療機関の開設者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け千葉県障推指令第 号 で補助金交付の決定のあった千葉県精神医療審査会報告書料等補助金に係る事業について、千葉県補助金等交付金規則第12条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 千葉県精神医療審査会報告書料等補助金収支精算書（別紙）

2 既交付決定額 金 円

別紙

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金収支精算書

医療機関の名称：

作成件数 ※	対象経費の 実支出額 B	寄付金 その他 収入額 C	差引額 (B－C) D	補助基準額 (A× 1500 円) E	補助基本額 (DとEを 比較して低 い方) F	補助所要額 (F×補助 率 10/10) G	既交付 決定額 H	補助金 受入済 額 I	選定額 (GとHを 比較して低 い方) J	差引 過不足額 (J－I) K
医療保護入院届 件										
医療保護入院者 入院期間更新届 件										
措置入院者 定期病状報告書 件										
合 計 A 件										

※詳細は別添内訳書のとおり

別添

内 訳 書

病 院 名

報告書等の種類

[illegible]

第 4 号様式（第 8 条）

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金交付請求書

年 月 日

千葉県知事 様

医療機関の開設者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け千葉県障推達第 号 で額の確定のあ
った千葉県精神医療審査会報告書料等補助金を千葉県補助金等交付金規則第
1 5 条の規定により、次のとおり請求します。

金 円

金融機関	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	

第 5 号様式（第 9 条）

千葉県精神医療審査会報告書料等補助金概算払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

医療機関の開設者 所在地

名 称

代表者名

年 月 日付け千葉県障推指令第 号 で補助金交付
の決定のあった千葉県精神医療審査会報告書料等補助金を千葉県補助金等交付
金規則第 1 6 条の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

金 円

金融機関	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	